

◎ 情報通信研究機構における契約に係る指名停止等の措置要領

(平成29年3月31日 16細則第18号)

改正 令和3年3月30日 20細則第20号

(目的)

第1条 この要領は、情報通信研究機構契約事務細則(04細則第22号)第53条の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)における契約の適正な運用を確保するため、競争入札に参加する者として必要な資格を有する者(以下「有資格者」という。)に対する指名停止等の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 総務系理事(契約担当たる総務系理事をいう。以下同じ。)は、有資格者又はその行為が別表第1又は別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号の期間欄に掲げる期間の範囲内の期間を定め、当該有資格者に対して指名停止を行うものとする。

2 契約担当(前渡金管理担当を含む。以下同じ。)は、前項の規定により指名停止が行われた有資格者を契約のために指名してはならない。

3 契約担当は、第1項の規定により指名停止が行われた有資格者を現に指名している場合は、その指名を取り消すものとする。

4 契約担当は、第1項の規定により指名停止が行われた有資格者を現に指名している場合であって、当該指名停止が行われた時点において、すでに指名に基づく当該有資格者が入札した指名競争入札に係る開札を開始しているときは、当該有資格者と当該指名競争入札に係る契約の手続きを継続し、その結果に基づく契約を締結することができる。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 総務系理事は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 総務系理事は前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(当該指名停止について責を負うものでないことが明らかであると認められる者を除く。)についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 総務系理事は、前条第1項又は前2項の規定により指名停止が行われた有資格者を構成員に含む共同企業体(前条第1項の規定により指名停止が行われた共同企業体を除く)について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 前条第2項及び第4項までの規定は、前3項の場合について準用する。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該

措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号の期間欄に掲げる短期の2倍（当初の指名停止期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍、別表第2第10号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。
  - 一 別表各号のいずれかの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号のいずれかの措置要件に該当することとなった場合。
  - 二 別表第2第1号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第10号までの措置要件に該当することとなった場合（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 総務系理事は、指名停止の措置要件に該当した有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、指名停止の期間を別表各号及び前2項の規定による指名停止期間の短期未満の期間とすることが適当と認められるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 4 総務系理事は、指名停止の措置要件に該当した有資格者について、極めて悪質な事由によるもの、又は当該行為によって極めて重大な結果を生じさせたものについて、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があると認められるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヵ月を超える場合は36ヵ月）まで延長するものとする。
- 5 総務系理事は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第10号に該当し、かつ、当初の指名停止の期間が満了しているときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 総務系理事は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負うものでないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

- 第5条 総務系理事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。
- 一 談合情報を得た場合、又は機構職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が出されたにも関わらず、当該事案について、別表第2第4号、第7号、第9号又は第10号に該当したとき。
  - 二 別表第2第3号から第10号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決におい

て、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

三 別表第2第3号から第5号まで又は第10号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、同法第2条第5号に規定する入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号から第5号まで又は第10号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合は除く。）。

五 機構又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第10号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

（指名停止の通知）

第6条 総務系理事は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項前段の規定により指名停止の期間を変更し若しくは同項後段の規定により新たに指名停止を行い、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1、別紙様式第2又は別紙様式第3により通知するものとする。

2 総務系理事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が機構の発注する契約に関するものであるときは、必要に応じ当該有資格者から改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約及び一般競争入札に係る契約における制限）

第7条 契約担当は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、国立研究開発法人情報通信研究機構会計規程（04規程第10号）第49条各号（第4号を除く。）の一に該当する場合であって、特に止むを得ないと総務系理事が認める契約については、この限りでない。

2 契約担当は、指名停止の期間中の有資格者について、一般競争入札の参加を認めないものとする。

3 契約担当は、指名停止が行われた有資格者が一般競争入札に参加している場合であって、当該指名停止が行われた時点において、当該有資格者が入札した一般競争入札に係る開札を開始しているときは、当該有資格者と当該一般競争入札に係る契約の手続きを継続し、その結果に基づく契約を締結することができる。

（下請等の制限）

第8条 契約担当は、指名停止の期間中の有資格者が当該契約担当の契約に係る工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 総務系理事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対して書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 情報通信研究機構における契約に係る指名停止等の措置要領（11財務部通知第5号）は、施行日の前日をもって廃止する。

附 則（令和3年3月30日）

この細則は、令和3年3月31日から施行する。

別表第1（第2条、第4条、第5条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間（当該認定をした日から起算）
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 機構の発注する契約に係る競争において、競争参加資格申請及び確認に係る資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 ヶ月以上6 ヶ月以内</p>
<p>（過失による粗雑な契約履行）</p> <p>2 機構と締結した契約に関し、過失によりその履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く）。</p> <p>3 他の公共機関等が発注する工事（以下「一般工事」という。）の施工にあたり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 ヶ月以上6 ヶ月以内</p> <p>1 ヶ月以上3 ヶ月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、機構が発注する契約の履行にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2 週間以上4 ヶ月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5 機構が発注する契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は</p>	<p>1 ヶ月以上6 ヶ月以内</p> <p>1 ヶ月以上3 ヶ月以内</p>

<p>損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)</p> <p>7 機構の発注する契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p> <p>8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>2週間以上4ヵ月以内</p> <p>2週間以上2ヵ月以内</p>
---	-------------------------------------

別表第2（第2条、第4条、第5条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が、機構職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 有資格者の使用人で、イに掲げる以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号及び第10号に掲げる場合を除</p>	<p>当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内</p>

<p>く。)</p> <p>4 機構と締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不当であると認められるとき。(第10号に掲げる場合を除く。)</p> <p>5 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、刑事告発を受けたとき。(第10号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、一般役員又は使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第10号に掲げる場合を除く。)</p> <p>7 機構と締結した契約に関し、一般役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第10号に掲げる場合を除く。)</p> <p>8 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>9 機構と締結した契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>10 機構の職員、総務省の職員又は公共工事の入札及び</p>	<p>当該認定をした日から3ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>刑事告発を知った日から1ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内</p>
--	---



14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。

当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

別紙様式第1（第6条関係）

記 番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名 殿

契約担当 総務系理事名

（公印省略）

### 指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が（の）（注1） ことは、誠に遺憾である。  
よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

（（注2）今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善処置の詳細について報告されたい。）

### 記

- 1 指名停止の期間 （注3）
- 2 指名停止の理由 （注4）

以上

（注）

- 1 措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 第6条第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 指名停止の期間の始期及び終期を記載する。  
（終期については理由を付し別表各号の長期とし、別途通知する場合がある。）
- 4 措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

別紙様式第2（第6条関係）

記 番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名 殿

契約担当 総務系理事名

(公印省略)

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止  
を行った旨通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変  
更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

以上

別紙様式第3（第6条関係）

記 番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 指 名 殿

契約担当 総務系理事名

(公印省略)

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止  
を行った旨通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知す  
る。